



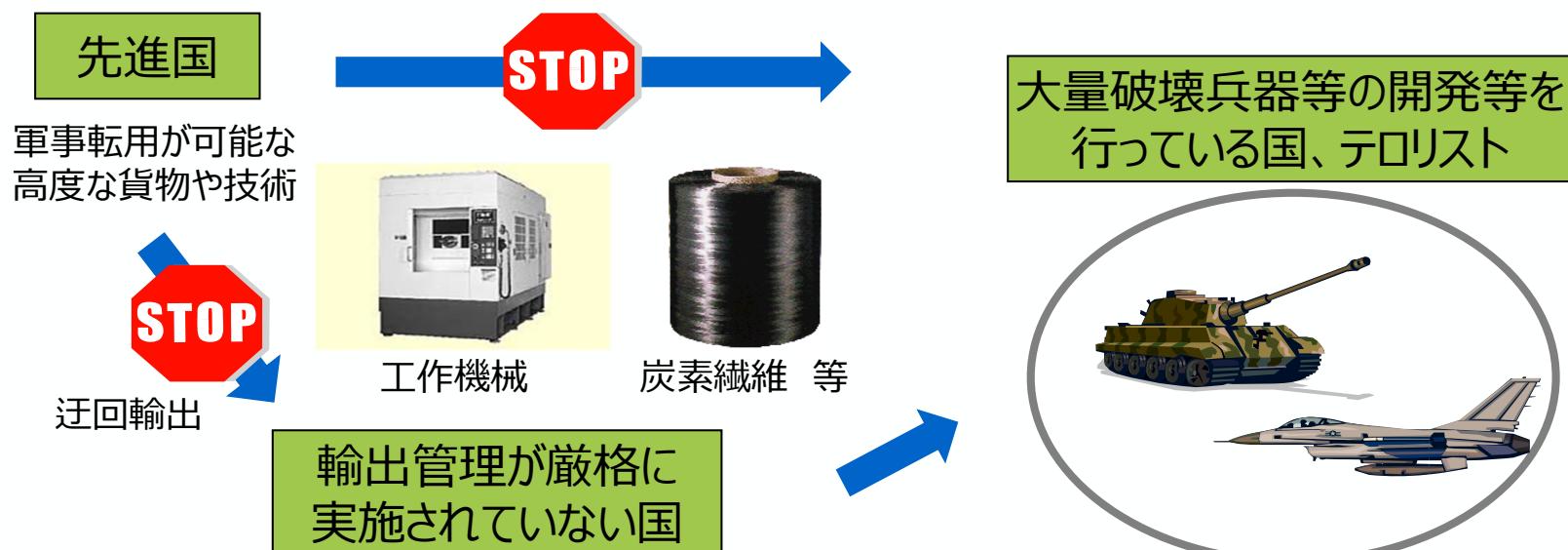
ドローン輸出と安全保障貿易管理

2026年1月

安全保障貿易管理とは

- 先進国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等※1や通常兵器の開発等※2を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化。
- それらを未然に防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組（国際輸出管理レジーム）により輸出管理等を推進。
- 我が国は外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出管理等※3を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



※1 「大量破壊兵器等」とは、核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイルをいう
※2 「開発等」とは、開発・製造・使用又は貯蔵をいう

※3 「輸出管理等」とは、貨物の輸出及び技術の提供の管理をいう

ドローンを巡る状況

- 民生用ドローンは、比較的安価で調達が容易であり、情報収集・偵察・通信中継や精密攻撃などの軍事目的の使用が急速に拡大。
- 懸念国等が複数の国・地域を迂回するかたちで製品の調達を巧妙化させていることから、適切な輸出管理が重要。

(参考) 小型民生用ドローンの軍事転用例



RPG-7対戦車ロケット弾を固定した民生用ドローン

出典：豪空軍航空宇宙センター



ドローンによる攻撃



ロシア軍が使用する民生用ドローン

出典：NHK

(参考) 民生用部品が軍事目的に使用された事例



フーシ派が使用したイラン製ドローンから発見された日本製部品



Orlan-10から発見された日本製と見られるカメラ



フーシ派の攻撃を受けたサウジアラビアの石油施設

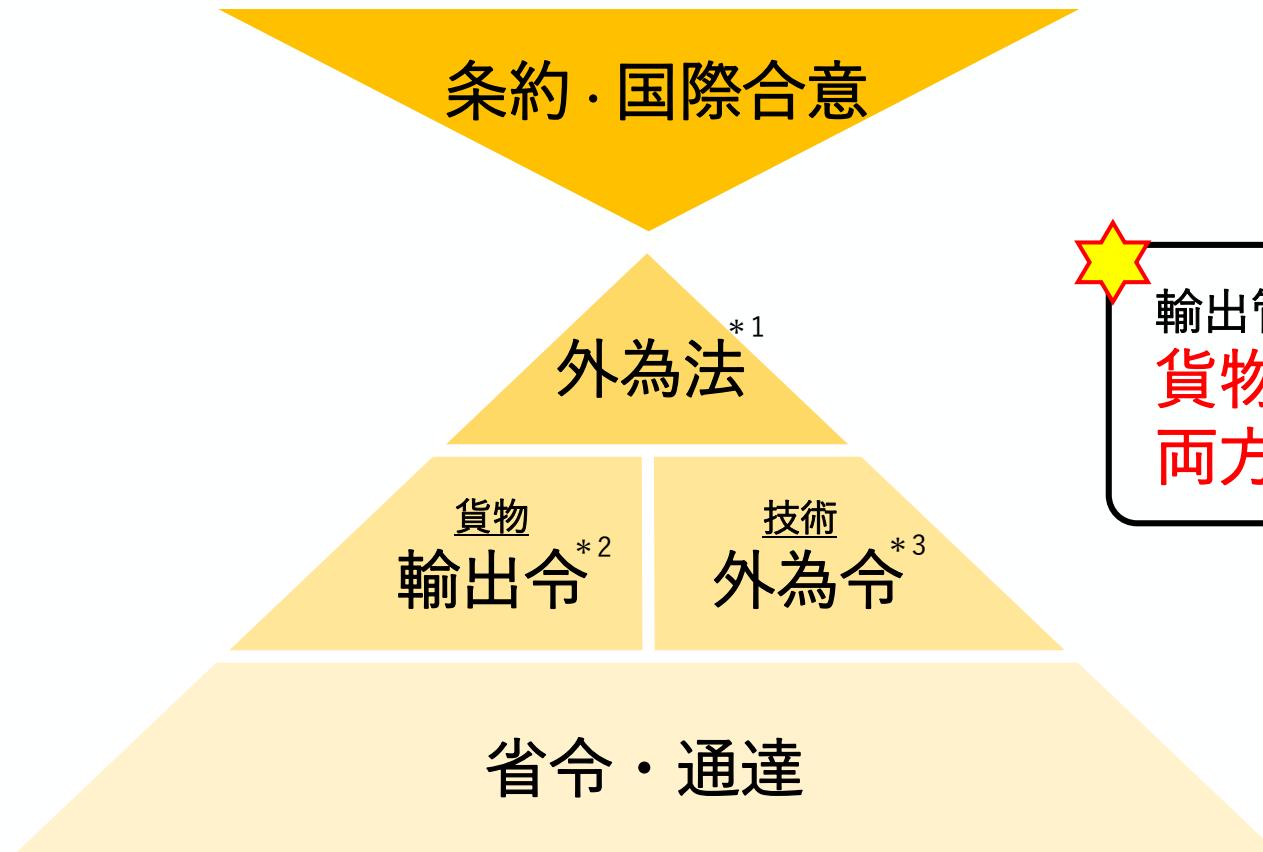


ロシア軍小型無人機Orlan-10

出典：「国連安保理決議イエメン専門家パネル報告書」（2020年1月）

出典：Reuters、ウクライナ政府公式SNS

輸出管理制度の全体像・法体系



* 1:外為法：外国為替及び外国貿易法 * 2:輸出令：輸出貿易管理令

* 3:外為令：外国為替令

規制は 2 種類

リスト規制

キャッチオール規制

国際輸出管理レジームの概要

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・ グループ)	MTCR (ミサイル技術管理 レジーム)	WA (ワッセナー・ アレンジメント)
1. 規制対象品目	<u>(1) 原子力専用品・技術</u> ①核物質 ②原子炉・付属装置 ③重水・原子炉級黒鉛 ④ウラン濃縮・再処理等プラント <u>(2) 原子力関連汎用品・技術</u>	<u>(1) 化学兵器</u> ①化学剤 ②化学兵器汎用製造設備 <u>(2) 生物兵器</u> ①生物剤 ②生物兵器汎用製造設備	<u>(1) 大型のミサイル・無人航空機</u> <u>(2) 小型のミサイル・無人航空機、関連資機材・技術</u>	<u>(1) 武器</u> <u>(2) 汎用品</u> ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発足年 (日本の参加)	1978年（同年）	1985年（同年）	1987年（同年）	1996年（同年）
3. 参加国数	48カ国	42カ国+EU	35カ国	42カ国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国 ※グループA			
	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン ブラジル、メキシコ、中国 南アフリカ	クロアチア、キプロス、エストニア、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ウクライナ メキシコ インド	アイスランド、トルコ ロシア、ウクライナ ブラジル インド 南アフリカ	クロアチア、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、トルコ ロシア、ウクライナ メキシコ インド 南アフリカ

規制	リスト規制
対象品	<ul style="list-style-type: none">・ 武器および兵器等の開発等に転用される可能性の高い性能の貨物や技術・ 品目・仕様をリスト化して該当する場合
対象地域	全ての国・地域



リスト規制に該当する場合、用途・需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要

リスト規制品目と輸出管理レジームの関係性

- リスト規制品目は輸出貿易管理令別表第一に、国際輸出管理レジームに準拠する形で列挙。
ドローンについては、主に4項、13項が該当し得る。

項番	規 制 品 目	対 応 国 際 合 意
1	武器	WA、AG、MTCR、NSG
2	原子力	NSG、NPT
3	化学・生物兵器	AG、CWC、BWC
4	ミサイル関連	MTCR
5	先端材料	
6	材料加工	
7	エレクトロニクス	
8	コンピュータ	
9	通信関連	
10	センサー・レーザ	WA
11	航法関連	
12	海洋関連	
13	推進装置	
14	その他	
15	機微品目	
16	全品目(除く食糧、木材等)	キャッチオール規制

(参考) 国際輸出管理レジームでの合意内容

レジーム名	MTCR (Missile Technology Control Regime)	WA (Wassenaar Arrangement)
目的	大量破壊兵器（核兵器、化学/生物兵器）の運搬能力を有するミサイルの拡散を防止	通常兵器及び汎用品の移転に関する透明性の向上を通じた武器の不安定な蓄積の防止
規制品目	<ul style="list-style-type: none">射程300km以上のロケット、ミサイル、UAVサブシステム装置材料製造装置・試験装置	<ul style="list-style-type: none">軍用品汎用品先端材料、材料加工、エレクトロニクス、コンピューター、通信、暗号、センサー・レーザー、航法装置、海洋機器、推進装置 (UAV含む)
URL	https://www.mtcr.info/en	https://www.wassenaar.org/

大量破壊兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象・要件		内容
対象となるもの		リスト規制品目以外の全品目(食料品、木材等は除く。) ※特に注意 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例
対象地域		グループA(輸出令別表第3の地域)を除く地域 但し、インフォーム要件はグループAを含む
許可要件	インフォーム要件	経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合
	用途要件	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合
	客観要件 需要者要件	大量破壊兵器等の開発等を行っている及び行っていた場合並びに外国ユーザーリストに掲載されている場合 (輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様から、大量破壊兵器等の開発等以外に用いられることが明らかなときは除く。)

<輸出令別表第3の地域(グループA)>

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
(計27か国)

※大量破壊兵器等は、核兵器、化学・生物兵器、ミサイルをいう。

通常兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度

対象・要件		内容			
対象地域		国連武器禁輸国・地域	一般国		グループA
対象となるもの		リスト規制品目以外の全品目(食料品、木材等は除く。)			
許可要件	インフォーム要件		経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合		
	客観要件	用途要件	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合		無し
		需要者要件	通常兵器の開発等を行っている又は行っていた場合、外国ユーザーリストに掲載されている場合(輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様から、通常兵器の開発等以外に用いられることが明らかなときは除く。)		無し

※通常兵器は、銃砲、爆発物、火薬類、軍用車両等の武器をいう。

輸出許可申請の要否に向けた確認フロー

引き合い～リスト規制の該非判定

非該当案件の仕向地の確認

①該非判定

輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が法令で規制されているか、つまり **リスト規制** に該当するか否かを確認することです



リスト規制の該当/
非該当の確認

非該当
該当

②仕向地

一般国*

仕向地の確認

グループA国

申請不要

次ページへ
キャッチオール（客観要件）

許可申請

<判定方法>

- ①貨物は「**輸出令**」、技術は「**外為令**」の品目に貨物や技術が該当するものがあるかを確認します。
- ②該当する品目がある場合、貨物・技術の仕様と「**貨物等省令**」に記載されている仕様(スペック)と合致するかを確認します。
- ③①と②の確認で、該当する場合には、リスト規制に該当と判定されます。該当しない場合は、非該当となります。

※他社から購入したものを輸出する場合には、メーカー等から該非判定書入手し、確認することが必要

(*) 「一般国」
グループA国・別表3の2に掲げる国等を除いた国

<別表3の2>
アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スудan、スーダン

<別表4>
イラン、イラク、北朝鮮

【客観要件】無人機（ドローン）のキャッチオール規制の確認フロー

2025年10月9日施行

兵器の開発等に用いるか
(用途要件)

兵器の開発等を「行った・行う予定の者」か
(需要者要件)

「知っている」とは、契約書等（輸出者が入手した文書等も確認）に記載されているか、対面、メール等により輸入者等から連絡を受けたか。

①用途

需要者が兵器開発等に
「用いる」と知つ
ているか

いいえ

②需要者

需要者が兵器の開発等を
「行った又は行う予定」と
知っているか

はい

はい

明らかガイドライン
「明らかなとき」にあた
るか

申請不要

いいえ

はい

申請不要

許可申請

・「明らかガイドライン」は、「兵器の開発等以外のために用いられ
ることが明らか」であるかを判定するための基準として通達に定める。
(21~22ページ参照)

・上記フロー②の「知っている」とは、「外国ユーザーリスト」（通達）に
掲載されている場合を含む。
(URL : https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20250929_3.pdf)

個別許可の手続きへ

※申請書類は次ページへ

※輸出管理の内部規定やチェックリストを作成、経産省安全保障貿易検査官室の受理を
受ける者であれば、「包括許可」の適用可能性あり。

個別許可 申請書類

※通常兵器キャッチャールの申請書類

- ①電子申請（NACCS）のため、輸出許可申請書と申請理由書はJETファイルに直接記入（※所定のフォーマットで添付資料にて提出することは不要）
- ②契約書等（※取引の内容を確認することができる書類をもって契約書の代用可）
- ③当該技術を利用する者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿謄本等の公式文書
- ④該非判定書
- ⑤カタログ又は仕様書等の技術資料
- ⑥通常兵器開発等省令に該当することを示す文書等
- ⑦当該貨物の最終用途を示す文書等（存在する場合のみ）
- ⑧通常兵器開発等省令第二号又は第三号に規定する「当該貨物が通常兵器の開発等以外のために用いられることが明らかなとき」に該当しないことの検討結果

貨物における個別許可申請（新規） キャッチャール規制対象品（16項貨物）該当貨物の必要書類

電子申請（NACCS外法関連業務）

明らかガイドライン

- 「明らかガイドライン」は、「兵器の開発等以外のために用いられることが明らか」であるかを判定するための基準

【貨物等の用途・仕様】

- ① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明があること。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、明確な説明はないものと推定する。

- ② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的な理由があること。

例えば、次のような場合は、合理的な理由はないものと推定する。

- ・小さなパン屋が高性能のレーザーを数台注文する等、当該貨物等の性能が取引相手の業務内容に合っていない
- ・当該貨物等に関する事業経験がほとんどない又は全くない。
- ・当該貨物等の最終需要者が貨物運送会社となっている。

【貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件】

- ③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確であること。

例えば、設置場所又は使用場所に関する情報を提供したがらない場合には、明確ではないものと推定する。

- ④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していないこと。

例えば、当該貨物等の最終用途に関する情報を提供したがらない場合には、用途に疑わしい点があるとの情報を有しているものと推定する。

- ⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていないこと。

【貨物等の関連設備・装置等の条件・態様】

- ⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明があること。

- ⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的であること。

例えば、設備や原材料の組合せに関する情報を提供したがらない場合には、合理的・整合的ではないものと推定する。

- ⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がないこと。

- ⑨ 通常必要とされる関連装置の要求があること。

明らかガイドライン※続き

[表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様]

- ⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと。
- ⑪ 製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がないこと。
- ⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がないこと。

[貨物等の支払対価等・保証等の条件]

- ⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。
- ⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求があること。

[据付等の辞退や秘密保持等の態様]

- ⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請があること。
- ⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。

[外国ユーザーリスト掲載企業・組織等]

- ⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - イ リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致する場合。
 - リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている種別が「通常兵器」であり、輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当するときには、入手可能なすべての文書その他の情報に基づいて、本ガイドラインの他の事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）の確認において、「通常兵器の開発等に用いられる」という懸念が払拭されない事項がある場合。
- ⑯ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは記録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。
- ⑰ 輸出令別表第3の2に掲げる地域向け又は当該地域の非居住者を需要者（外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織を含む。）とする輸出等にあっては、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例又は輸出令別表第1の16の項（1）に掲げる貨物等に該当しないこと。

[その他]

- ⑲ その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。

例えば、リスト規制に該当する基準は？

- 輸出をおこなう前には輸出貿易管理令の別表第1の4項・13項に掲げる貨物の確認をしてください。

4項 無人機の航続“距離”が 300km 以上

※300km以上の航続距離の無人機の性能は規制対象になり得るため、4項リスト内容を確認の上、該非判定をしてください。

13項 無人機の航続“時間”を踏まえ下記に該当

- ① 30分以上～1時間未満の航続時間、かつ46.3km/h(25ノット)以上の突風の中で離陸し安定した制御飛行が可能であること。
- ② 1時間以上の航続時間有するもの。

- 上記の項目に該当せずとも、その他のリスト規制の可能性は排除されない！

無人機に搭載するシステム、レーダー、カメラに加えて、構造部材の素材（炭素繊維など）、通信関係、暗号装置関係なども含め、幅広いリスト規制の項目に該当する可能性があるため、必ず納入元に外為法の該非判定を依頼してください。

- 4項又は13項等に非該当でも、16項（キャッチャール）の確認を！

※無人航空機の開発等であって、300km以上の航続距離であるもの、あるいは300km未満であっても軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。

輸出管理に困ったら、安全保障貿易管理HPの活用

輸出管理制度の概要、輸出許可申請の手順、体制構築支援事業の案内等を掲載

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更 小 中 大 アクセシビリティ 閲覧支援ツール 検索

ニュースリリース 会見・談話 奨議会・研究会 統計 政策について 経済産業省について

ホーム ▶ 政策について ▶ 政策一覧 ▶ 対外経済 ▶ 安全保障貿易管理 印刷

安全保障貿易管理

制度概要 申請の流れ 申請書類 電子申請 関係法令・改正情報 Q&A

最新の制度改正情報を掲載

～基本は制度関連、申請の流れ、申請書類の順にご確認ください。～
～申請してから書類の受理、許可証発給までには時間を要します。十分な余裕をもって申請してください。～
～申請は電子申請のみです。～

輸出管理に困ったら、安全保障貿易管理HPの活用

2025年8月18日 制度 [発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令等の一部改正](#)

関心の高いキーワード

- ▶ [貨物・技術のマトリクス表](#)
- ▶ [参考情報：政省令-EU規制番号対比表](#)
- ▶ [ガイダンス（企業等用）](#)
- ▶ [説明会](#)
- ▶ [輸出管理内部規程](#)
- ▶ [輸出者等遵守基準](#)
- ▶ [事後審査（外為法違反について）](#)
- ▶ [外国ユーザーリスト](#)
- ▶ [みなし輸出管理の明確化](#)
- ▶ [技術管理強化のための官民対話スキーム](#)
- ▶ [輸出許可・役務取引許可の特例について](#)
- ▶ [工作機械に対する輸出管理の見直し（2025年5月28日施行）](#)
- ▶ [補完的輸出規制の見直しについて（2025年10月9日施行）](#)

**マトリクス表
を掲載**

**ガイダンス
を掲載**

**体制構築支援事業
の案内を掲載**

お問い合わせ先

[セミナー登録](#) | [資料請求](#) | [お問い合わせ](#)

【参考①】 輸出管理についての解説動画

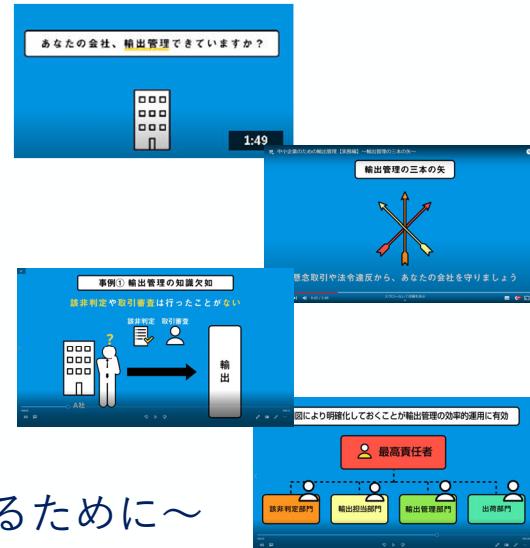
「中小企業のための輸出管理」 3分間動画

- ・輸出管理への導入ツールとして、輸出管理について分かりやすく解説した動画を作成しています。
- ・中小企業の方だけでなく、広く輸出管理に関心のある方にごらんになっていただくことを期待しています。

中小企業のための輸出管理

- ① 【概要編】～外為法に違反しないために～
- ② 【実務編】～輸出管理の三本の矢～
- ③ 【事例編】～輸出管理はリスク管理～
- ④ 【体制構築編】～輸出管理を適切に実施するために～

動画ページURL：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/chusho.html>



動画はこちらのQRコードのページからご確認いただけます。

【参考②-1】 中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等アウトリーチ事業

中小企業等における輸出管理の普及啓発や体制構築を図ることを目的に、「説明会・個別相談会の開催」や「専門アドバイザーによる輸出管理体制構築支援」を実施

① 説明会・個別相談会（無料）

本説明会に加え、自社の輸出管理についての相談



② 輸出管理体制構築支援（無料）

社内の輸出管理体制の構築・改善を希望する事業者に企業で輸出管理実務を経験し、多数の中小企業へのアドバイス実績がある専門家により、社内規程作成や体制図、業務フローの整理をアドバイス



【参考②-2】 中小企業等アウトーチ事業

お申込み先、お問合せ先は以下の通り

専門家支援のお申込み、事業のお問合せ

- 中小企業等アウトーチ事業事務局
(事業委託先：野村総合研究所)
Tel : 050-5794-3114
Email : meti-smeor-office@nri.co.jp

中小企業等アウトーチ事業全般のお問合せ

- 経済産業省 安全保障貿易検査官室
Tel : 03-3501-2841
Email : bzl-outreach-info@meti.go.jp

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字

個別相談・専門家支援のお申込み

- 日本商工会議所
Tel : 03-3283-7604
Email : okusai@jcci.or.jp
URL : <https://www.jcci.or.jp/international/outreach/>
※東名阪以外の地域の方でご相談をご希望の方は
日本商工会議所連絡先までご連絡下さい。

●東京商工会議所 国際部

- Tel : 03-3283-7604
Email : okusai@tokyo-cci.or.jp
URL : <https://www.tokyo-cci.or.jp/international/outreach/>

●名古屋商工会議所 企画調整部

- Tel : 052-223-6741
Email : okusai_ncci@nagoya-cci.or.jp
URL : <https://outreach.nagoya-cci.or.jp/#s6>

●大阪商工会議所 国際部

- Tel : 06-6944-6400
Email : intl@osaka.cci.or.jp
URL : <https://www.osaka.cci.or.jp/outreach/>

【参考③】 経済産業省 各種問合せ先

リスト規制・キャッチオール規制及び包括輸出許可の申請手続き等の質問

●経済産業省 安全保障貿易審査課

TEL : 03-3501-2801

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp

bzl-anposhinsa-catchall@meti.go.jp

(リスト規制に関する相談)

(キャッチオール規制に関する相談)

輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程（CP）に関する質問、不正輸出の連絡

●経済産業省 安全保障貿易検査官室

TEL : 03-3501-2841

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

安全保障貿易管理制度概要、法令解釈の質問

●経済産業省 安全保障貿易管理課

Email : bzl-qqfcbh@meti.go.jp

みなし輸出管理の運用明確化

●経済産業省 安全保障貿易管理課

▷特定類型該当性やその確認手続に関する相談

Email : bzl-minashi-QA@meti.go.jp

●経済産業省 安全保障貿易審査課

▷許可申請書類・記載内容に関する相談

Email : bzl-qqfcbf@meti.go.jp

安全保障に係る輸出管理以外の問い合わせ

●経済産業省 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

bzlは、ビーゼットエルの半角小文字